

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月30日

茨城県人事委員会

写

茨人委第249号

令和2年10月30日

茨城県議会議長 森田悦男 殿

茨城県知事 大井川和彦 殿

茨城県人事委員会

委員長 足立 勇人

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

# 目 次

## 別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに	1
1 職員給与の現状	2
2 民間給与の現状	2
3 職員と民間従業員の給与比較	4
4 物価及び生計費の動向	5
5 給与制度等をめぐる動向	5
むすび	6
1 職員の給与	6
2 公務の運営	6

## 別紙第2 勧告

1 職員の給与に関する条例の改正	11
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	11
3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	12
4 改定の実施時期	12



## 別紙第 1 職員の給与等に関する報告

### はじめに

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているものであり、人事委員会は情勢適応の原則、均衡の原則など地方公務員法の趣旨に則り、中立・公正な専門機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、知事及び議会に報告・勧告することとされている。

このうち、職員の給与については、毎年、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を行い、職員と民間企業従業員の給与を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本として、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を総合的に勘案しながら、報告及び勧告を行っているところである。本年の「職種別民間給与実態調査」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施した。特別給等の調査については実地によらない方法により6月から実施し、月例給に関する調査は実地調査により、8月から9月にかけて実施した。

近年、急速な人口減少や少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化などを受け、職員が対応すべき行政課題も複雑かつ高度化している。さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態も発生している中、職員は、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため、日々職務に精励している。

このような状況にあって、職員の長時間労働の是正や心の健康づくり等、良好な勤務環境を確保することにより、職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図っていくことが必要である。

また、大きな時代の転換期を迎える中、行政サービスの一層の向上を図っていくためには、有為な人材の確保・育成や能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある。

こうした中、本委員会としては、社会経済情勢に対応した適正な給与水準の確保について、調査・検討を重ね、特別給の勧告に臨んだところである。なお、月例給については、改めて必要な報告及び勧告を行うこととする。

本委員会としては、今後とも地方公務員法の趣旨に則り、職員の適正な勤務条件の確保に努めてまいり所存である。

## 1 職員給与の現状

本委員会は、職員(企業職員、病院事業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。)の給与を検討するため、本年4月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

### 職員構成

職員構成の状況は、表 - 1 のとおりであり、職員数は 30,964 人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の7種11給料表並びに任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、42.1歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒 80.2%、短大卒 6.3%、高校卒 13.5%、性別人員構成は、男性 57.6%、女性 42.4%となっている。

表 - 1 職員構成の状況

職員数	平均年齢	平均経験年数
30,964人	42.1歳	19.9年

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
80.2%	6.3%	13.5%	0.0%	57.6%	42.4%

(注) 育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く(次表について同じ)。

### 平均給与月額

平均給与月額は、表 - 2 のとおりであり、職員全体では 392,806 円となっている。

表 - 2 職員の平均給与月額

	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全職員	352,082円	22,008円	5,018円	7,822円	5,481円	395円	392,806円

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等を含む。

## 2 民間給与の現状

### 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,185 のうち 253 事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間で先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、各民間事業所の御協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は、79.2%と高いものとなっている。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。この調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者について、給与改定の有無にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査している。

### 給与改定の状況

本年の職種別民間給与実態調査により把握した民間事業所における給与改定の状況は、表-3のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.3%（昨年38.4%）となっており、昨年に比べて3.1ポイント減少している。

また、民間における定期昇給の状況は、表-4のとおりであり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は87.7%（昨年96.1%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は23.4%（昨年27.1%）、減額となっている事業所の割合は12.6%（同5.8%）となっている。

表-3 民間における給与改定の状況

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係員	35.3	12.6	-	52.1
課長級	23.9	12.0	-	64.1

（注） ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

表 - 4 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	92.1 %	87.7 %	23.4 %	12.6 %	51.7 %	4.4 %	7.9 %
課長級	77.3	73.6	16.5	9.4	47.7	3.7	22.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 3 職員と民間従業員の給与比較

#### 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表 - 5 のとおり、平均所定内給与月額 of 4.46 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.50 月) が民間事業所の特別給を 0.04 月分上回っている。

表 - 5 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )
上半期 (A <sub>2</sub> )		360,048 円
特別給の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	799,432 円
	上半期 (B <sub>2</sub> )	798,628 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.24 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.22 月分
特別給の支給割合年間計		4.46 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

#### 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で4月分の給与の比較を行ってきている。

本年においても，8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき，今後，4月分の給与について公民較差を算出することとする。

#### 4 物価及び生計費の動向

本年4月の小売物価統計調査(総務省)に基づく消費者物価指数は，昨年4月に比べ，全国で0.1%上昇しているのに対し，水戸市では0.3%下落している。

また，本委員会が家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月の水戸市(調査対象世帯数96世帯)の2人世帯，3人世帯及び4人世帯の標準生計費は，それぞれ136,860円，158,262円及び179,658円となっている。

#### 5 給与制度等をめぐる動向

人事院は，本年10月7日，国会及び内閣に対し，職員の給与等に関する報告及び勧告を行い，併せて，公務員人事管理に関する報告を行った(巻末掲載)。

主な給与等の報告及び勧告は，次のとおりである。

ア ボーナスを引下げ(0.05月分)

イ 月例給については，別途必要な報告・勧告を予定

## むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

### 1 職員の給与

#### 公民較差等に基づく給与改定

##### ア 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告に準ずることを基本として、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、所要の改定を行うこと。

##### イ 月例給

8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき算出する公民較差並びに国、他の都道府県の給与及び物価、生計費の動向を総合的に勘案して、今後、必要な報告及び勧告を行うこととする。

#### 給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐる環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、給与制度の整備に係る諸課題について、検討を進める必要がある。

### 2 公務の運営

#### 新型コロナウイルス感染症に係る本委員会の取組

##### ア 人材の確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防のため、職員採用に係る筆記試験の会場では、いわゆる3密の回避、受験者及び係員のマスクの着用、受験者の体温確認並びにアルコール消毒液の設置などの対策を、口述試験会場では受験者や面接員の前にアクリル板を設置するなどの対応を行ったところである。

今後も十分な感染症対策を行いつつ、試験の円滑な執行に努めていく。

また、対面での説明会の代替として、茨城県の仕事内容等に関するスライドショー動画を本委員会ホームページや「いばキラTV」で公開するなど、インターネットを活用した人材確保対策にも努めているところである。

##### イ 勤務環境の整備

公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資する取組として、任命権者においては、テレワークや時差出勤制度の積極的な活用などの感染拡大防止対策が取られてきたところである。

本委員会においては、職員の親族等に発熱等の風邪症状が見られる場合や小学校の臨時休業等により子の世話をを行う必要がある場合等で勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、常勤職員、非常勤職員とも、

出勤困難な場合の特別休暇（有給）の対象として差し支えない旨を任命権者に示すなど，職員が安心して勤務できる環境の整備に取り組んできた。

今後とも，新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ，必要な対応を行っていくこととしている。

## 人材の確保及び育成

### ア 人材の確保

若年人口が減少している中，本県職員を目指す受験者の確保は大変厳しい状況が続いている。そのような中，複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応し，質の高い行政サービスを提供するためには，公務の担い手となる有為の人材の確保が重要である。

また，一部の技術系職種については受験者数が少なく，特に獣医師職については，受験者の確保が困難な状況が続いていることから，一層の人材確保に取り組む必要がある。

このような中，本県では，任命権者と連携しながら本県職員を目指す受験者の増加に向けて，大学等における説明会，県職員ガイダンスの開催やSNSの活用，技術系のパンフレットの作成等により，県の仕事の魅力ややりがい，男女共に働きやすい職場環境づくりの取組などの広報を実施してきたところであり，引き続き積極的に取り組む必要がある。

さらに，組織活力の向上を図る上では，民間企業における知識や経験等を持つ多様な人材を採用することが重要であり，採用時30歳から59歳までと幅広い年齢層を対象としている社会人経験者採用選考は，多様な人材の獲得に有効であることから，引き続き取り組む必要がある。

障害者の雇用については，障害種別に関わらず広く門戸を開いて採用選考を実施しているところである。今後も障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）等の趣旨を踏まえ，その取組を推進するとともに，障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

### イ 人材の育成

複雑かつ高度化する行政課題に対応していくためには，強い使命感や経営感覚，豊かな創造力を有する人材の育成が重要である。

本県では，新規採用職員から管理職までの各職層に応じた研修に加え，職場研修支援等の各種支援事業を実施するほか，民間企業等への派遣研修，国，他県，市町村との人事交流等を行っているところであり，任命権者においては，組織の活力を最大限に高めるため，職員の資質向上と意識改革につながるよう，引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

また，女性職員の更なる活躍を推進するため，女性職員がその能力を十分発揮できるよう，キャリアの形成の支援や積極的な登用に引き続き取り組む必要がある。

## 勤務環境の整備

### ア 長時間労働の是正等

人材確保をめぐる状況が厳しい中，長時間労働の是正は，職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から重要な課題であり，ワーク・ライフ・バランスの推進，魅力ある職場づくりや多様で有為な人材確保にも資するものである。

本県では，昨年4月から，職員の勤務時間に関する規則において，時間外勤務命令を行うことができる上限を，原則，月45時間かつ年360時間とし，特例として，通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に時間外勤務をさせる必要がある場合において年720時間などとし，各任命権者において事後的な検証を義務付けたところである。

また，任命権者においては，月80時間を超える時間外勤務の未然防止を図るため，引き続き，月半ばに40時間を超えた職員を確認し是正方を検討するなど，長時間労働の是正に向けた取組を進めているところであるが，年360時間超の時間外勤務も一定程度見受けられることから，各職場におけるマネジメント強化，ICTを活用した業務改善，緊急性・重要性の高い業務への機動的な人員配置など，職員の時間外勤務の縮減を一層推進していく必要がある。

なお，教育委員会では，文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」等が示されたことから，学校現場における教職員の長時間労働の是正に向け，具体的な取組を進めているところである。引き続き，学校・市町村教育委員会・県教育委員会が相互に連携して，学校における働き方改革を推進していく必要がある。

### イ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは，職員の尊厳を傷つけ，その能力発揮を妨げるとともに，職場の運営にも支障をもたらすものである。

民間労働法制においては，パワーハラスメント防止措置等の義務化及びセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化に係る関連法が，令和2年6月1日に施行され，国においても，その動きを受けて，人事院規則の制定等が行われた。

本県においても，任命権者において制定しているハラスメントの防止に関する要綱等で，今回の法改正の趣旨を踏まえた対応がなされており，ハラスメントの防止や対応に係る様々な取組がなされているところである。

しかしながら，依然として，本委員会の苦情相談に，ハラスメントに係る相談が寄せられており，職員の勤労意欲の向上や心身の健康，良好な勤務環境を実現するために，引き続き取組を進める必要がある。

### ウ 仕事と家庭の両立支援

少子高齢化の進展を背景に，育児や介護の状況が変化する中，仕事と家

庭の両立を図るため、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

本県では、時差出勤制度やテレワークを初めとした各種支援制度を整備してきたところである。これらの制度が職員の仕事と家庭の両立支援に活用されている状況が見られることから、引き続き利用状況等の検証を行い、多様で柔軟な働き方が可能となる制度を整備していく必要がある。

また、各種支援制度の活用には、職場の理解など利用しやすい環境が重要である。そのため、任命権者においては、ガイドブック等により育児や介護を行う職員のための支援制度等を周知するなど、様々な取組が行われているところである。

より一層の制度利用の促進を図るため、引き続き職員に対する制度の周知や意識の啓発を行う必要がある。

## エ 心の健康づくりの推進等

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。

本県では、メンタルヘルス対策として、研修会の開催や各種相談制度、職場復帰支援制度の実施などに取り組んでおり、特に、過重労働に係る健康障害防止のための過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら、依然としてメンタル疾患に伴う長期病休者数が多いことから、ストレスチェック制度の効果的な活用により、職場環境の課題を的確に把握し、円滑かつ速やかに改善措置を講ずるなど、職員の心の健康づくりにより一層努める必要がある。

また、心の不調を早期に発見し適切に対処できるよう、引き続き相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、復帰後の職場の受入体制や再発防止に向けて職員の状況に応じたフォローアップの充実に努めていく必要がある。

## 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

### ア 定年の引上げ

人事院が平成 30 年 8 月に行った「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を受け、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、審議未了で廃案となり、地方公務員の定年引上げに係る地方公務員法の改正法案も継続審査となっているところである。

今後、国の動向を注視しながら、定年引上げに関して人事管理や給与制度全般にわたり課題を整理し、対応していく必要がある。

### イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図るためには、採用年次

や試験区分等にとらわれず、能力・実績等に基づいた公正な人事管理を進めていくことが重要である。

その基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正により、平成 28 年度から全ての職員を対象に人事評価制度が本格実施され、平成 29 年度からは任用面に加えて、全ての職層の職員に対して評価結果が給与にも反映された。

また、一部任命権者において、一層の人材育成を図るため、本年 10 月より管理職の一部について、評価区分の細分化を行ったところである。

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするには、職員の能力や実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

また、人事評価制度を円滑に実施する上で、評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

### **公務員倫理の徹底**

職員は県民全体の奉仕者であり、高い倫理観を持つことが常に求められている。

しかしながら、一部の職員によるわいせつ行為、飲酒運転等の法令遵守意識に欠ける事案が見られ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念される場所である。

一人の職員の行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを認識し、県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、任命権者において、改めて職員の公務員倫理の徹底と意識向上を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第 2 の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあっては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービス提供に努め、高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

## 別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)を次のとおり改正するよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

令和2年12月期

ア イ及びウ以外の職員(再任用職員を除く。)

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定幹部職員(再任用職員を除く。)

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

ウ 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を0.65月分(再任用職員にあっては、0.325月分)とすること。

令和3年6月期以降

ア イ及びウ以外の職員(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定幹部職員(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

ウ 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分)とすること。

### 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

ただし、1の、2の及び3のについては、令和3年4月1日から実施すること。

# 資 料 編

# 目 次

1 職員給与関係資料	1
第 1 表 給料表別職員数, 平均年齢及び平均経験年数	2
第 2 表 給料表別, 学歴別, 性別人員構成比	2
第 3 表 給料表別平均給与月額	3
第 4 表 職員別平均給与月額	4
第 5 表 扶養に関する調	5
その 1 職員別扶養手当支給状況	5
その 2 職員別扶養親族数	5
第 6 表 住居に関する調	6
その 1 職員別住居手当支給状況	6
その 2 住居手当受給者の住居区分別, 職員別人員及び平均受給月額	6
その 3 住居区分別, 職員別, 住居手当額別人員	7
その 4 住居区分別, 生計区分別, 職員別人員及び構成比	8
第 7 表 通勤に関する調	9
その 1 職員別通勤手当支給状況	9
その 2 通勤方法別, 職員別人員及び構成比	9
その 3 通勤方法別, 職員別, 通勤距離別人員及び構成比	10
その 4 交通機関等利用者の 1 か月当たり運賃負担額別, 職員別人員及び構成比 並びに平均負担額	11
第 8 表 給料表別, 級別, 号給別人員分布	12
その 1 行政職給料表	12
その 2 公安職給料表	15
その 3 海事職給料表	18
その 4 教育職給料表(一)	20
その 5 教育職給料表(二)	23
その 6 教育職給料表(三)	26
その 7 研究職給料表	29
その 8 医療職給料表(一)	31
その 9 医療職給料表(二)	33
その 10 医療職給料表(三)	35
その 11 福祉職給料表	38
その 12 特定任期付職員給料表	41
その 13 第 2 号任期付研究員給料表	41

第 9 表	給料表別，年齢別人員分布	42
第 10 表	年齢別人員分布図（行政職）	43
第 11 表	手当の種類別，給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額	44
第 12 表	再任用職員の適用給料表別，級別人員	46
その 1	常勤職員	46
その 2	短時間勤務職員	46
2	民間給与関係資料	47
第 13 表	産業別，企業規模別調査事業所数	48
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	49
第 15 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49
第 16 表	民間における定年制の状況	50
第 17 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	50
第 18 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち，60 歳で給与を減額している 事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準	50
3	生計費関係資料	51
第 19 表	費目別，世帯人員別標準生計費（令和 2 年 4 月，水戸市）	51
4	労働経済関係資料	52
第 20 表	労働経済指標	52
	（参考）技能労務職員関係資料	54
1	技能労務職員給与関係資料	54
第 1 表	給料表別職員数，平均年齢及び平均経験年数	54
第 2 表	給料表別，学歴別，性別人員構成比	54
第 3 表	給料表別平均給与月額	54
第 4 表	扶養に関する調	54
その 1	扶養手当支給状況	54
その 2	扶養親族数	54
第 5 表	住居に関する調	55
その 1	住居手当支給状況	55

その 2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額	55
その 3 住居区分別，住居手当額別人員	55
その 4 住居区分別，生計区分別人員及び構成比	55
第 6 表 通勤に関する調	56
その 1 通勤手当支給状況	56
その 2 通勤方法別人員及び構成比	56
その 3 通勤方法別，通勤距離別人員及び構成比	56
第 7 表 給料表別，級別，号給別人員分布	57
その 1 現業職給料表(一)	57
その 2 現業職給料表(二)	60
第 8 表 手当の種類別，給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額	62
2 民間技能労務従業員給与関係資料	62
第 9 表 民間における特別給の支給状況	62
(参考) 人事院の報告及び勧告	63

# 1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和2年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、令和2年4月1日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

## 調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

- ア 調査日付で退職した職員
- イ 休職中の職員  
(専従休職中及び停職中の職員を含む。)
- ウ 海外派遣職員  
(「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者)
- エ 育児休業中の職員
- オ 無給休暇中の職員
- カ 大学院修学休業中の職員
- キ 公益的法人等派遣職員  
(「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者)
- ク 再任用職員
- ケ 非常勤及び臨時の職員

## 集 計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

第1表 給料表別職員数，平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	30,964人	42.1歳	19.9年
行政職給料表	6,084	42.6	21.2
公安職給料表	4,764	37.3	18.3
海事職給料表	23	46.0	27.0
教育職給料表(一)	105	49.6	25.4
教育職給料表(二)	6,053	44.2	20.9
教育職給料表(三)	13,151	42.8	19.5
研究職給料表	256	40.5	17.4
医療職給料表(一)	26	41.7	16.5
医療職給料表(二)	251	39.0	15.4
医療職給料表(三)	196	41.6	18.9
福祉職給料表	44	41.5	18.7
特定任期付職員給料表	7	53.4	
第2号任期付研究員給料表	4	49.9	

第2表 給料表別，学歴別，性別人員構成比

給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	80.2%	6.3%	13.5%	0.0%	57.6%	42.4%
行政職給料表	49.9	13.9	36.2	0.0	65.6	34.4
公安職給料表	58.2	3.0	38.8		89.0	11.0
海事職給料表		17.4	82.6		100.0	
教育職給料表(一)	78.1	21.9			55.2	44.8
教育職給料表(二)	95.6	2.9	1.5		55.9	44.1
教育職給料表(三)	95.4	4.6	0.0		44.0	56.0
研究職給料表	95.3	1.6	3.1		75.8	24.2
医療職給料表(一)	100.0				65.4	34.6
医療職給料表(二)	89.2	10.8			43.0	57.0
医療職給料表(三)	41.8	57.7	0.5		4.6	95.4
福祉職給料表	72.7	25.0	2.3		52.3	47.7
特定任期付職員給料表	85.7		14.3		100.0	
第2号任期付研究員給料表	100.0				100.0	

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全給料表	352,082 円	22,008 円	5,018 円	7,822 円	5,481 円	395 円	392,806 円
行政職給料表	331,793	21,268	8,031	8,285	5,878	141	375,396
公安職給料表	323,404	20,322	2,350	11,545	5,822	1,063	364,506
海事職給料表	380,630	23,884	0	17,435	4,152	0	426,101
教育職給料表(一)	435,119	27,249	9,972	9,052	5,286	3,860	490,538
教育職給料表(二)	379,287	23,422	2,798	8,433	6,009	0	419,949
教育職給料表(三)	359,623	22,244	5,617	6,059	4,876	30	398,449
研究職給料表	335,828	20,937	5,877	7,252	8,151	0	378,045
医療職給料表(一)	434,075	77,227	44,462	4,135	8,077	211,193	779,169
医療職給料表(二)	320,097	19,697	2,514	5,679	7,286	0	355,273
医療職給料表(三)	332,017	20,270	928	4,883	3,907	0	362,005
福祉職給料表	338,920	20,834	0	8,318	4,386	0	372,458
特定任期付職員給料表	567,143	34,029	0	0	0	5,429	606,601
第2号任期付研究員給料表	331,000	19,860	0	0	0	0	350,860

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)等を含む(第4表について同じ)。

第4表 職員別平均給与月額

職員の区分 区分		全職員	一般職員	警察職員	教育職員
		円	円	円	円
令 2 ・ 4 ・ 1	給料	352,082	332,356	323,404	366,198
	地域手当	22,008	21,399	20,322	22,641
	管理職手当	5,018	7,595	2,350	4,757
	扶養手当	7,822	8,057	11,545	6,819
	住居手当	5,481	5,941	5,822	5,233
	その他	395	926	1,063	41
	計	392,806	376,274	364,506	405,689
平 31 ・ 4 ・ 1	給料	353,633	333,409	322,204	368,593
	地域手当	22,086	21,412	20,223	22,782
	管理職手当	4,986	7,545	2,315	4,706
	扶養手当	7,960	8,450	11,452	6,935
	住居手当	5,039	5,507	5,648	4,721
	その他	467	1,010	1,351	55
	計	394,171	377,333	363,193	407,792

(注) 職員別の区分は、次による(第5表、第6表及び第7表について同じ)。

- 1 一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員
- 2 警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員
- 3 教育職員：教育職給料表(一)～(三)の適用を受ける職員

第5表 扶養に関する調

その1 職員別扶養手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	11,648 <sup>人</sup>	19,316 <sup>人</sup>	30,964 <sup>人</sup>	7,822 <sup>円</sup>	20,793 <sup>円</sup>
一般職員	2,709	4,182	6,891	8,057	20,495
警察職員	2,562	2,202	4,764	11,545	21,468
教育職員	6,377	12,932	19,309	6,819	20,649

その2 職員別扶養親族数

区分 職員の区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	5,286 <sup>人</sup>	17,474 <sup>人</sup>	883 <sup>人</sup>	23,643 <sup>人</sup>	0.8 <sup>人</sup>	2.0 <sup>人</sup>
一般職員	1,264	3,896	253	5,413	0.8	2.0
警察職員	1,752	3,989	60	5,801	1.2	2.3
教育職員	2,270	9,589	570	12,429	0.6	1.9

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 住居に関する調

その1 職員別住居手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	6,716 <sup>人</sup>	24,248 <sup>人</sup>	30,964 <sup>人</sup>	5,480 <sup>円</sup>	25,266 <sup>円</sup>
一般職員	1,627	5,264	6,891	5,941	25,164
警察職員	1,101	3,663	4,764	5,813	25,153
教育職員	3,988	15,321	19,309	5,233	25,338

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

	受給人員	受給者1人当たり平均受給月額
配偶者等の居住する住居	3 <sup>人</sup>	13,567 <sup>円</sup>

(注) 「配偶者等」とは単身赴任手当受給職員の配偶者等をいう。

その2 住居手当受給者の住居区分別, 職員別人員及び平均受給月額

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
賃貸住宅	公営住宅	14 <sup>人</sup>	17,293 <sup>円</sup>	8 <sup>人</sup>	10,863 <sup>円</sup>	0 <sup>人</sup>	- <sup>円</sup>	6 <sup>人</sup>	25,867 <sup>円</sup>
	民間借家	6,702	25,282	1,619	25,234	1,101	25,153	3,982	25,337
	計	6,716	25,266	1,627	25,164	1,101	25,153	3,988	25,338

(注) 住居手当受給者の職員が居住する住居についての状況である。

その3 住居区分別，職員別，住居手当額別人員

区分		住居手当額			
		11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公 営 住 宅	全 職 員	4 <sup>人</sup>	8 <sup>人</sup>	2 <sup>人</sup>	14 <sup>人</sup>
	一 般 職 員	4	4	0	8
	警 察 職 員	0	0	0	0
	教 育 職 員	0	4	2	6
民 間 借 家	全 職 員	17	4,510	2,175	6,702
	一 般 職 員	3	1,061	555	1,619
	警 察 職 員	3	800	298	1,101
	教 育 職 員	11	2,649	1,322	3,982
計	全 職 員	21	4,518	2,177	6,716
	一 般 職 員	7	1,065	555	1,627
	警 察 職 員	3	800	298	1,101
	教 育 職 員	11	2,653	1,324	3,988
構 成 比	全 職 員	0.3 <sup>%</sup>	67.3 <sup>%</sup>	32.4 <sup>%</sup>	100.0 <sup>%</sup>
	一 般 職 員	0.4	65.5	34.1	100.0
	警 察 職 員	0.3	72.7	27.0	100.0
	教 育 職 員	0.3	66.5	33.2	100.0

- (注) 1 主たる生計維持者である職員が居住する住居についての状況である。  
 2 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は2,796人(受給者1人当たり平均受給月額23,265円)である。

その4 住居区分別，生計区分別，職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	9,465 <sup>人</sup>	30.6 <sup>%</sup>	2,352 <sup>人</sup>	34.1 <sup>%</sup>	1,654 <sup>人</sup>	34.7 <sup>%</sup>	5,459 <sup>人</sup>	28.3 <sup>%</sup>
	その他	12,152	39.2	2,468	35.8	772	16.2	8,912	46.1
	小計	21,617	69.8	4,820	69.9	2,426	50.9	14,371	74.4
公舎等	主たる生計維持者	1,282	4.2	107	1.6	1,133	23.8	42	0.2
	その他	70	0.2	20	0.3	26	0.5	24	0.1
	小計	1,352	4.4	127	1.9	1,159	24.3	66	0.3
公営住宅	主たる生計維持者	14	0.0	8	0.1	0	0.0	6	0.0
	その他	16	0.1	7	0.1	0	0.0	9	0.1
	小計	30	0.1	15	0.2	0	0.0	15	0.1
民間借家	主たる生計維持者	6,704	21.6	1,621	23.5	1,101	23.1	3,982	20.6
	その他	1,261	4.1	308	4.5	78	1.7	875	4.6
	小計	7,965	25.7	1,929	28.0	1,179	24.8	4,857	25.2
計	主たる生計維持者	17,465	56.4	4,088	59.3	3,888	81.6	9,489	49.1
	その他	13,499	43.6	2,803	40.7	876	18.4	9,820	50.9
	合計	30,964	100.0	6,891	100.0	4,764	100.0	19,309	100.0

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

第7表 通勤に関する調

その1 職員別通勤手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均支給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	28,023 <sup>人</sup>	2,941 <sup>人</sup>	30,964 <sup>人</sup>	10,414 <sup>円</sup>	11,507 <sup>円</sup>
一般職員	5,947	944	6,891	12,934	14,987
警察職員	3,699	1,065	4,764	9,530	12,274
教育職員	18,377	932	19,309	9,733	10,226

その2 通勤方法別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
徒歩		1,201 <sup>人</sup>	3.9 <sup>%</sup>	599 <sup>人</sup>	8.7 <sup>%</sup>	501 <sup>人</sup>	10.5 <sup>%</sup>	101 <sup>人</sup>	0.5 <sup>%</sup>
交通機関等利用		567	1.8	416	6.0	55	1.2	96	0.5
交通 用具 使用	自転車	552	1.8	299	4.4	214	4.5	39	0.2
	原動機付自転車	92	0.3	22	0.3	65	1.4	5	0.0
	自動車	28,377	91.6	5,438	78.9	3,913	82.1	19,026	98.5
	小計	29,021	93.7	5,759	83.6	4,192	88.0	19,070	98.7
交通 機関 等と 交通 用具 併用	交通機関等と 自転車	55	0.2	40	0.6	8	0.2	7	0.1
	交通機関等と 原動機付自転車	13	0.1	9	0.1	1	0.0	3	0.0
	交通機関等と 自動車	107	0.3	68	1.0	7	0.1	32	0.2
	小計	175	0.6	117	1.7	16	0.3	42	0.3
計		30,964	100.0	6,891	100.0	4,764	100.0	19,309	100.0

その3 通勤方法別，職員別，通勤距離別人員及び構成比

区分		通勤距離		人 員	2km 未満	2km 以上 10km 未満	10km 以上 20km 未満	20km 以上 30km 未満	30km 以上 40km 未満	40km 以上 50km 未満	50km 以上 60km 未満	60km 以上 70km 未満	70km 以上	
		人	%											
徒 歩	全 職 員	1,201	96.5	人	%	3.3	0.2	%	%	%	%	%	%	
	一 般 職 員	599	96.5			3.3	0.2							
	警 察 職 員	501	96.4			3.6								
	教 育 職 員	101	96.0			2.0	2.0							
交 通 機 関 等 利 用	全 職 員	567				40.2	18.2	9.7	7.9	7.0	7.8	6.2	3.0	
	一 般 職 員	416				42.1	18.3	8.6	6.3	7.4	7.7	6.0	3.6	
	警 察 職 員	55				52.7	12.7	9.1	5.5	3.6	5.5	9.1	1.8	
	教 育 職 員	96				25.0	20.8	14.6	16.7	7.3	9.4	5.2	1.0	
交 通 用 具 使 用	自 転 車	全 職 員	552			38.2	60.5	1.3						
		一 般 職 員	299			36.8	62.9	0.3						
		警 察 職 員	214			40.6	58.9	0.5						
		教 育 職 員	39			35.9	51.3	12.8						
	原 動 機 付 自 転 車	全 職 員	92				8.7	67.4	17.4	5.4	1.1			
		一 般 職 員	22				4.6	86.4	4.5	4.5				
		警 察 職 員	65				10.8	60.0	21.5	7.7				
		教 育 職 員	5					80.0	20.0					
	自 動 車	全 職 員	28,377				4.6	37.2	33.8	14.2	5.1	2.3	1.7	0.7
		一 般 職 員	5,438				3.5	33.3	27.0	16.0	8.0	5.4	4.2	1.7
		警 察 職 員	3,913				11.4	32.1	26.3	16.3	6.5	3.9	1.9	1.2
		教 育 職 員	19,026				3.4	39.4	37.2	13.3	4.1	1.1	0.9	0.4
交 通 機 関 等 と 併 用	全 職 員	175					5.1	12.0	17.2	18.3	16.6	12.0	9.7	
	一 般 職 員	117					6.9	11.1	17.9	15.4	12.8	13.7	8.5	
	警 察 職 員	16						31.2	31.2	6.3	12.5		18.8	
	教 育 職 員	42					2.4	7.1	9.5	31.0	28.6	11.9	2.4	
計	全 職 員	30,964				8.6	36.3	31.4	13.3	5.0	2.4	1.8	0.8	
	一 般 職 員	6,891				12.7	32.2	22.7	13.5	7.0	4.9	4.0	1.9	
	警 察 職 員	4,764				21.5	30.8	22.2	13.7	5.4	3.3	1.6	1.1	
	教 育 職 員	19,309				4.0	39.1	36.9	13.2	4.1	1.2	0.9	0.4	

その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別,職員別人員及び構成比並びに平均負担額

職員の区分 区分	全 職 員		一 般 職 員		警 察 職 員		教 育 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
10,000円以下	159 <sup>人</sup>	21.4 <sup>%</sup>	98 <sup>人</sup>	18.4 <sup>%</sup>	33 <sup>人</sup>	46.5 <sup>%</sup>	28 <sup>人</sup>	20.3 <sup>%</sup>
10,001円以上 20,000円以下	270	36.4	200	37.5	22	31.0	48	34.8
20,001円以上 30,000円以下	155	20.9	112	21.0	6	8.5	37	26.8
30,001円以上 40,000円以下	104	14.0	82	15.4	5	7.0	17	12.3
40,001円以上 50,000円以下	41	5.5	30	5.6	3	4.2	8	5.8
50,001円以上 55,000円以下	10	1.4	8	1.5	2	2.8		
55,001円以上	3	0.4	3	0.6				
計	742	100.0	533	100.0	71	100.0	138	100.0
負担者1人当たり負担額	円 20,183		円 21,009		円 14,868		円 19,724	

第8表 給料表別，級別，号給別人員分布

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									1
5		1							1
6		1				1			
7		2					1		1
8		2							
9	21	113							1
10		12							1
11		13	3						
12		8	2						
13	20	94	16						
14	2	14	2						5
15	1	16	39						9
16	1	9	16						2
17	45	107	18						3
18	4	15	9						3
19	2	17	58						1
20		9	12						
21	33	77	22						1
22	9	17	4						
23	4	21	33						
24	2	14	11						
25	30	76	19	3				2	1
26	3	21	12						
27	5	10	51	1				5	
28	5	7	10	3				5	
29	132	22	13	1				6	
30	6	7	15	2				3	
31	5	2	32	6				8	
32	2	3	10	1			5	13	
33	110	15	26	2			1	6	
34	10	4	13	1			7	2	1
35	6	8	17	5			21	3	
36	4	5	9	3			19		
37	115	9	31	13			20		
38	6	4	14	6			18		
39	11	3	23	8	1		29		
40	5	1	18	2	1		19		
41	8	5	29	9			14		
42		3	25	8	1		13		
43	2	3	24	14			12		
44	1	2	11	5			14		
45	8	1	13	10	1	2	11		
46		2	17	15		5	6		
47	1	2	17	12		2	16		
48	1		14	8	2		5		
49	7	1	18	26	1	2	9		
50			17	37	3	1	4		
51			17	23	1	31	5		
52		1	14	26	2	17	7		
53	3		8	22	4	35	6		
54	1		12	33	4	31	4		
55		1	19	18	5	69	5		
56		1	13	29	6	17	3		
57	1		9	23	5	22	3		
58			14	31	5	39	3		
59			12	39	4	44	1		
60			7	30	9	14	4		

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	人	人	10 人	28 人	5 人	36 人	16 人	人	人
62			14	32	9	19			
63			17	32	5	36			
64	2		7	23	8	32			
65		1	16	31	4	29			
66			6	26	19	11			
67	1		11	36	2	43			
68			7	30	10	16			
69	2		2	39	2	23			
70			7	32	8	23			
71			5	22	5	34			
72	1		9	37	8	14			
73	1		5	23	2	21			
74			7	14	16	30			
75			4	32	17	44			
76	1		5	38	19	27			
77	1		8	19	8	22			
78	1		2	21	11	47			
79			3	26	9	27			
80			5	17	8	25			
81			3	27	17	31			
82			3	18	7	32			
83			2	19	28	22			
84			3	17	6	44			
85			3	21	13	265			
86			2	16	11				
87			4	18	13				
88	1		1	12	7				
89			3	21	6				
90			3	12					
91	1		6	14	3				
92				8	1				
93	10		3	8	9				
94				8					
95			2	12					
96			2	16					
97			3	15					
98			3	16					
99			4	39					
100			4	14					
101			1	165					
102			1						
103			2						
104			1						
105			3						
106			1						
107			2						
108			1						
109									
110									
111			1						
112			1						
113			11						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
122									
123									
124									
125									
計	654	782	1,097	1,529	351	1,285	302	53	31
職員総数								6,084 人	

その2 公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	54	1							
10									
11	5	3							
12	3	1							
13	53	44	5						
14		3	1						
15	6	17	1		1				
16	2	6							
17	61	32	8	14	1				
18	1	7	1	5	1				
19	8	20	2	11	3				
20	3	4	1	3	2				
21	3	90	13	23	5				
22		6	1	7	7				
23	2	15	12	33	10				
24	1	5	3	7	5				
25	94	119	44	40	5	1			
26		10	9	13	6	1			
27	3	22	32	28	8				
28	2	4	8	8	12	2	1		
29	15	84	41	25	10		1		
30	3	16	21	11	15		1		
31	5	18	33	40	9				
32		10	12	9	17	1	2		5
33	2	66	46	48	11				
34	1	22	12	17	10	1	1		2
35	1	22	42	41	14				6
36		4	8	29	18	4	4		2
37	3	26	28	35	10	1			5
38	4	11	16	22	18	1	1		1
39		6	20	48	12	1	2		2
40	1	6	10	25	21	3	3	1	
41	1	6	32	41	13				1
42		4	12	31	28	4	8		
43		5	18	35	8				
44		2	7	34	16	4	7		
45	2	3	18	29	13	1	3	1	5
46			10	23	15	3	7	1	
47	1	2	17	25	9	1	4	6	
48			6	35	15	2	5	2	
49	1	1	6	30	11	1	1	1	
50	1	1	3	31	26	3	5	5	
51		2	2	20	8		4	3	
52			4	23	16		5	8	
53			4	23	12		5	6	
54	1		1	31	21		12	6	
55			2	20	7		12	8	
56	1		1	26	24		5	2	
57			1	23	6		6		
58				29	15	1	10	2	
59			1	13	8	1	7		
60				20	19		8	2	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	1 人	人	人	17 人	17 人	人	5 人	51 人	人
62				20	13		8		
63			1	18	6	1	3		
64				16	10		13		
65			1	14	7		5		
66			1	20	17	1	6		
67				19	4	1	7		
68				18	12	1	4		
69				14	9	1	4		
70			1	14	13	1	8		
71				10	6	1	1		
72				12	11	2	4		
73				8	10	1	3		
74			1	12	17		4		
75			1	8	5	1	7		
76				11	11	2	4		
77				9	9	3	1		
78				16	9				
79				6	4	1			
80				9	8	2	1		
81				3	5		3		
82				9	11	4	6		
83				3	3	2	2		
84				11	7	1	2		
85				3	2		25		
86	1			5	10	2			
87				2	3	6			
88				9	15	5			
89				3	8	22			
90				11	9	8			
91				3	4	11			
92				7	10	5			
93				4	7	36			
94				3	10				
95				1	8				
96				8	6				
97				3	12				
98				5	8				
99				2	14				
100				12	11				
101				2	47				
102				5					
103				4					
104				2					
105				3					
106				4					
107				2					
108				2					
109				3					
110				2					
111				5					
112				8					
113				5					
114				7					
115				3					
116				7					
117				3					
118				4					
119				6					
120			1	12					

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	7 人	人	人	人	人	人
122				11					
123				2					
124				10					
125				52					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	346	726	582	1,633	929	158	256	105	29
職員総数								4,764 人	

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む船長，航海士，機関士，船舶通信士等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 号給	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29				1		
30						
31			1			
32						
33						
34						
35						
36						
37			1			
38						
39						
40						1
41					1	
42						
43			2			
44			2			
45						
46						
47				1		
48						
49						
50						
51						
52				1		
53						
54			1			
55						
56						
57				1		
58						
59						
60						

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
61 号給	人	人	人	1 人	人	人
62						
63						
64						
65						
66			1			
67						
68						
69						
70			1			
71			1			
72						
73						
74			1			
75			1			
76			1			
77						
78						
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						
85						
86						
87			1			
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100			1			
101						
計	0	0	15	6	1	1
職員総数					23 人	

その4 教育職給料表(一)(大学に勤務する学長,教授,准教授,講師,助教等の職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				1
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25		1		
26				
27				1
28				
29				
30				
31				
32			2	1
33			1	
34				
35				1
36				1
37	1	1	1	
38				1
39				
40				1
41	1			
42			1	1
43	2			1
44				1
45	1		1	
46				1
47			2	3
48	1			
49	2			
50				2
51				1
52	1		1	1
53			1	
54				1
55	1			
56				1
57				1
58	1	2		
59				
60	1			1

	1級	2級	3級	4級
61 号給	1 人	人	2 人	1 人
62				
63	3			
64	1	1		1
65	1			
66	1		1	
67				
68			1	2
69	1			
70				3
71				2
72				
73		2	1	1
74				
75			2	3
76		2		
77			1	2
78	2		1	
79		1		
80				
81	1		1	
82	1		1	
83	1			
84				
85				
86				
87				
88			2	
89			4	
90				
91				
92				
93	1			
94	1			
95		1		
96				
97				
98				
99				
100	1			
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

	1級	2級	3級	4級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
特				1
計	29	11	27	38
			職員総数	105 人

その5 教育職給料表(二)

〔 高等学校及び特別支援学校に勤務する  
校長，教諭，実習助手等の職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		68		
6				
7				
8				
9		76		
10				
11		9		
12		3		
13	1	64		
14				
15	1	14		
16		4		
17		100		
18		1		
19		15		
20		7		
21		91		
22		6		
23		31		
24		11		
25		88		
26		4		
27		33		
28		11		4
29	6	73		7
30	1	12		16
31		28		7
32	1	14		13
33	5	67		7
34	1	8		15
35	1	25		19
36	1	11		9
37	2	84		23
38	2	13		
39		33		
40	1	15		
41	4	72		
42		18		
43	2	15		
44	1	16		
45		75		
46	1	16		
47	3	30		
48		15		
49	2	65		
50	1	11		
51		38		
52		17		
53	4	69		
54	1	16		
55		39		
56		15		
57		57		
58	1	16		
59	2	42		
60	3	16		

	1級	2級	3級	4級
61 号給	2 人	61 人	人	人
62	2	15	4	
63	1	34	3	
64	1	25	10	
65	6	40	21	
66		18	4	
67	2	33	7	
68	2	21	10	
69	5	38	20	
70		18	2	
71	1	35	14	
72	1	28	9	
73	4	42	15	
74	2	26	8	
75	3	31		
76	1	23	5	
77	2	28	56	
78	1	30		
79	2	16		
80		21		
81	2	33		
82	1	30		
83	2	28		
84	2	44		
85	2	21		
86		28		
87	2	22		
88	2	35		
89	2	22		
90	1	23		
91	2	24		
92		37		
93	2	24		
94		23		
95		19		
96		37		
97	2	24		
98	1	53		
99	1	23		
100		46		
101	3	29		
102	1	30		
103	1	19		
104	2	46		
105	1	11		
106		42		
107	1	24		
108		59		
109	5	30		
110	1	41		
111	2	25		
112	2	57		
113	1	26		
114	3	34		
115	4	29		
116		51		
117	1	35		
118	2	69		
119	1	12		
120	1	20		

	1級	2級	3級	4級
121 号給	1 人	25 人	人	人
122	4	51		
123	2	38		
124	1	55		
125	3	30		
126		54		
127	1	25		
128		31		
129	2	23		
130		38		
131	1	26		
132	2	29		
133		34		
134	4	44		
135	5	45		
136	1	43		
137		74		
138	2	108		
139	2	71		
140	3	113		
141	2	160		
142	2	140		
143	2	121		
144	2	176		
145	1	406		
146	1			
147	1			
148	1			
149	2			
150	3			
151				
152	4			
153	43			
計	240	5,505	188	120
			職員総数	6,053 人

その6 教育職給料表(三)(小学校及び中学校等に勤務する校長,教諭,助教諭等の職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		256		
18				
19	1	1		
20		3		
21		302		
22		1		18
23		23		29
24		15		67
25	26	280		55
26		2		59
27		37		115
28	5	15		64
29	15	282		25
30	1	8		45
31	1	43		42
32	7	36		6
33	17	285		11
34	2	16		42
35	4	64		31
36		27		
37	7	276		89
38	1	14		
39	3	63		
40		44		
41	7	256		
42	1	29		
43	1	74		
44		46		
45	10	211		
46		30		
47	2	66		
48	2	60		
49	6	196		
50	2	35		
51	6	79		
52	2	48		
53	3	184		
54	3	38		
55	2	79		
56	2	41		
57	5	163		
58	2	36		
59	5	57		
60	5	56		

	1級	2級	3級	4級
61 号給	3 人	145 人		
62	2	38		
63	2	64		
64		51		
65	3	126		
66	1	38		
67	4	68		
68	2	47		
69	1	122		
70	1	41		
71	3	63		
72	2	44		
73	4	118		
74		48		
75	2	61	1	
76	1	41	1	
77	7	66	8	
78	1	44	9	
79	2	62	6	
80	1	36	117	
81	10	63	49	
82	3	37	25	
83	3	47	31	
84	4	63	67	
85	6	59	44	
86	2	52	58	
87	5	37	9	
88	3	37	34	
89	11	50	29	
90	6	28	32	
91	5	56	2	
92	1	57	46	
93	3	40	216	
94	2	38		
95	1	35		
96	2	58		
97	8	43		
98	2	32		
99	4	46		
100	2	36		
101	3	36		
102	1	51		
103	3	42		
104	4	51		
105	6	35		
106	1	46		
107	4	30		
108	1	48		
109	10	40		
110	1	43		
111	2	55		
112	3	58		
113	4	42		
114		53		
115	2	45		
116	4	15		
117	5	20		
118		59		
119	2	39		
120	3	55		

	1級	2級	3級	4級
121 号給	4 人	37 人	人	人
122	2	57		
123	2	42		
124		71		
125	72	53		
126		91		
127		37		
128		17		
129		21		
130		74		
131		55		
132		81		
133		31		
134		25		
135		56		
136		91		
137		68		
138		88		
139		62		
140		87		
141		56		
142		36		
143		36		
144		48		
145		73		
146		27		
147		43		
148		70		
149		101		
150		111		
151		159		
152		266		
153		288		
154		314		
155		368		
156		270		
157		862		
計	420	11,249	784	698
			職員総数	13,151 人

その7 研究職給料表

〔 試験場，研究所等に勤務し，試験研究又は  
調査研究業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		4			
10					
11					
12					
13		4			
14					
15					
16					
17		9			
18					
19					
20		1			
21		7			
22		4			
23		1			
24		1			
25		6			
26		2			
27		1			
28		2			
29		3			
30		1			
31		1			1
32		2			1
33		7			
34		2	1		1
35			1		
36					1
37		4			
38					
39		4	1		
40		1	1		
41		2	1		
42			1		
43		3			
44					
45					
46			1		
47		5			
48			3		
49		5	2		
50		2	2		
51		4	2	2	
52		2		1	
53		1			
54					
55		5	2	3	
56			1	2	
57		3	3	2	
58		1		2	
59		6		3	
60				1	

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	5 人	2 人	2 人	人
62			1	1	
63		2		1	
64			1		
65		2	1	1	
66		2	1	1	
67		2	1	2	
68			2	2	
69		1	1		
70			2	2	
71		1	2	2	
72			1		
73		2	1	5	
74		1	1		
75		1			
76		2			
77		2			
78		1	3		
79	1	1			
80			2		
81		1			
82		1	2		
83			1		
84			4		
85			2		
86			1		
87			4		
88					
89			22		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	1	136	80	35	4
				職員総数	256 人

その8 医療職給料表(一)(病院,保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		1		
6				
7				
8				
9	3	3		
10				
11				
12				
13	3	1		1
14				
15				
16				
17		1		
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25		2		
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41		1		
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				9
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	9	0	10
			職員総数	26 人

その9 医療職給料表(二)

( 病院, 保健所等に勤務する薬剤師,  
獣医師, 栄養士等の職員に適用 )

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		2					
6							
7							
8							
9		1	4				
10							
11			3				
12		1					
13		2	8				
14			1				
15			3				
16			1				
17		7	3				
18			1				
19		2	5				
20		2	1				
21		4	2				
22			1				
23		3	2				
24			1				
25		2	1				
26			1				
27							
28			4				
29			5				1
30			3				1
31							4
32			1				
33		1	1				1
34							
35			3				
36							
37			6		1		2
38			2				
39			5		1		
40			4				
41		3			1		
42			3			1	
43			2			1	
44						3	
45			2		1		
46			1	1			1
47			4		2		
48			2			2	
49		1	2	1	1	2	
50			1			1	
51		1	1	1		2	
52			3	1			
53		1	2	3	3	2	
54					1	2	
55			2	2	1	1	
56			2				
57			1				
58			1		2		
59			2				
60			1	1		2	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	3 人	1 人	2 人	人
62				1		1	
63	1		1	3		1	
64			1			2	
65				2		1	
66						2	
67			1				
68				1	1		
69			1				
70			1	1			
71	1		1	1		2	
72							
73						11	
74							
75				2			
76		1					
77							
78			1	1			
79			1		1		
80							
81							
82				1	1		
83					1		
84							
85					6		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104				1			
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	2	34	112	27	25	41	10
職員総数						251 人	

その10 医療職給料表（三）

〔 病院，保健所等に勤務する保健師，助産師，  
看護師，准看護師等の職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11			3				
12							
13		2					
14							
15		8	3				
16			1				
17		1					
18							
19		6	1				
20		1	1				
21		1	2				
22							
23		1					
24		1					
25		2	2				
26			1				
27			2				
28			2				
29							
30							
31		2	1				
32							
33		1	3				
34			1				
35		1	3				
36		1	3				
37			1				
38							
39			1				
40							
41							
42							
43				1			
44			1				
45			3				
46			1				
47						1	
48							
49		1	2	1		1	
50			1			1	
51		1				1	
52			2			1	
53			3	3		2	
54				1		1	
55			1	1			
56				1		1	
57		2	2	2	1		
58							
59			2		1	3	
60			2			1	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	人	人	3 人	人
62			1		1		
63			1	2	1		
64			2			1	
65			1				
66			1		1		
67			2				
68			1	1			
69			1			3	
70			1	3			
71			1	1			
72				3			
73			2	1	1		
74							
75			2	1	2		
76				2			
77				1			
78			1	1			
79			1				
80				1			
81					1		
82			1	1	2		
83							
84			1				
85					1		
86					1		
87			2	1	1		
88				1			
89							
90				1			
91					1		
92							
93							
94					1		
95							
96					1		
97							
98					1		
99			1				
100							
101					18		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111			1				
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	33	75	32	36	20	0
職員総数						196 人	

その11 福祉職給料表

〔 児童福祉施設等に勤務し，入所者の指導，  
保育等の業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16					
17		2			
18					
19					
20					
21		1			
22					
23					
24		1			
25	4	1			
26					
27					
28					
29	3				
30					
31					
32					
33	2				
34					
35			1		
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43		1			
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52				1	
53					
54			1		
55				1	2
56					
57					
58					
59					
60		1		1	

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	1 人	人	人
62				1	
63					
64					
65		1		1	
66			1		
67					
68					
69		1			
70					
71					
72					
73					
74				1	
75					
76					
77				2	
78					
79				1	
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87				1	
88					
89				1	
90					
91					
92					
93				8	
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	9	10	4	19	2
				職員総数	44 人

その12 特定任期付職員給料表

〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して  
遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

1号給	人
2	
3	1
4	2
5	4
6	
7	
職員総数	7 人

その13 第2号任期付研究員給料表

〔 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の  
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用 〕

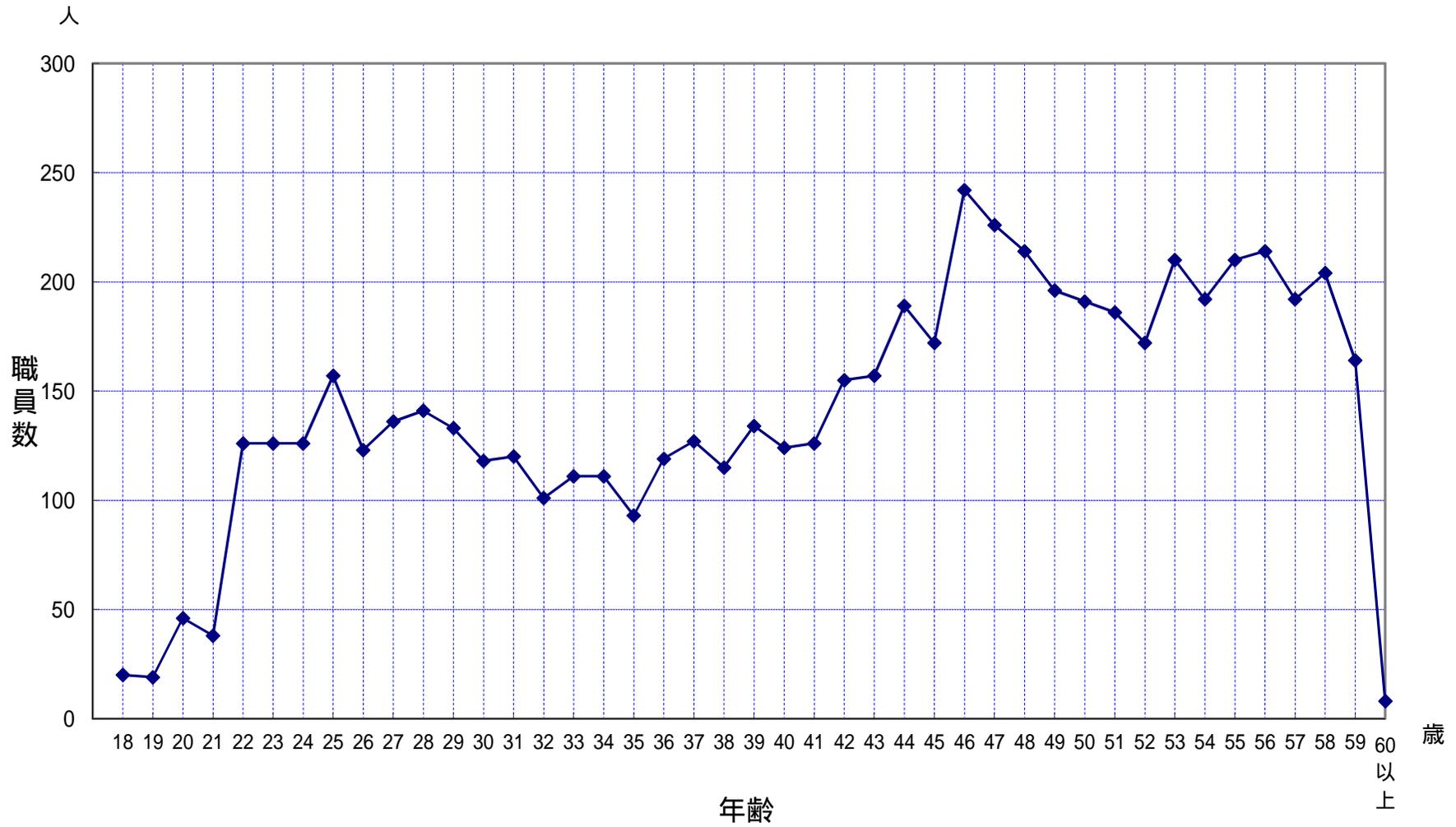
1号給	4 人
2	
3	
職員総数	4 人

第9表 給料表別,年齢別人員分布

職員の区分						
年齢	18歳	全職員	うち行政職	うち公安職	うち教育職(二)	うち教育職(三)
		人	人	人	人	人
	18	72	20	52		
	19	72	19	53		
	20	118	46	71	1	
	21	102	38	61	1	1
	22	585	126	144	53	246
	23	687	126	137	83	327
	24	777	126	172	111	355
	25	796	157	132	126	358
	26	791	123	147	108	384
	27	804	136	129	135	375
	28	792	141	144	127	360
	29	764	133	134	101	373
	30	750	118	153	127	329
	31	768	120	156	127	342
	32	769	101	197	122	323
	33	678	111	155	116	266
	34	658	111	148	117	257
	35	605	93	137	116	243
	36	709	119	169	130	263
	37	697	127	165	134	247
	38	672	115	145	126	258
	39	667	134	156	134	218
	40	683	124	158	136	239
	41	696	126	153	132	257
	42	712	155	128	159	240
	43	706	157	125	169	228
	44	787	189	126	189	254
	45	745	172	108	182	255
	46	839	242	89	195	292
	47	921	226	84	249	343
	48	828	214	70	190	337
	49	749	196	56	169	307
	50	793	191	53	162	365
	51	876	186	46	190	431
	52	905	172	48	206	453
	53	890	210	46	196	418
	54	938	192	57	216	462
	55	1,084	210	66	256	532
	56	1,092	214	79	230	542
	57	1,073	192	85	252	520
	58	1,138	204	106	256	551
	59	1,083	164	124	203	563
	60以上	93	8		21	37
	計	30,964	6,084	4,764	6,053	13,151

(注) 特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表 年齡別人員分布圖(行政職)



第11表 手当の種類別，給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員 (人)														
	全料 給表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特任職	定付員	第2号 定期研究員
管理職手当	2,615	664	137		15	303	1,454	20	10	9	3				
初任給調整手当	33	1			13				19						
扶養手当	11,648	2,459	2,562	20	47	2,413	3,917	100	6	68	44	12			
地域手当	30,939	6,081	4,764	23	105	6,051	13,131	256	26	251	196	44	7	4	
住居手当	6,717	1,419	1,102	4	21	1,432	2,535	85	8	72	31	8			
通勤手当	28,023	5,245	3,699	13	96	5,744	12,537	235	11	223	169	43	5	3	
単身赴任手当	196	16	165		1		12		1				1		
へき地手当 及びへき地手当 に準ずる手当															
義務教育等 教員特別手当	19,190					6,051	13,139								
寒冷地手当															
計															

全職員 1 人当たり平均受給月額（円）

全料	給表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特任職	定期員	第 2 号 研究員
5,018	8,031	2,350			9,972	2,798	5,617	5,877	44,462	2,514	928				
196	49				3,193				209,731						
7,822	8,285	11,545	17,435	9,052	8,433	6,059	7,252	4,135	5,679	4,883	8,318				
22,008	21,268	20,322	23,884	27,249	23,422	22,244	20,937	77,227	19,697	20,270	20,834	34,029	19,860		
5,481	5,878	5,822	4,152	5,286	6,009	4,876	8,151	8,077	7,286	3,907	4,386				
10,414	12,585	9,530	3,804	15,176	12,204	8,552	17,274	6,849	17,041	14,943	12,629	4,486	19,500		
199	92	1,063		667		30		1,462					5,429		
3,427						5,498	5,539								
54,565	56,188	50,632	49,275	70,595	58,364	52,917	59,491	351,943	52,217	44,931	46,167	43,944	39,360		

第12表 再任用職員の適用給料表別，級別人員

その1 常勤職員

(人)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表			57		24	7				88
公安職給料表			14	27			1			42
海事職給料表			3							3
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)	25	178								203
教育職給料表(三)		469								469
研究職給料表			4							4
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)			1	3		2				6
医療職給料表(三)										
福祉職給料表										
全給料表計										815

その2 短時間勤務職員

(人)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表			100		334	13				447
公安職給料表										
海事職給料表										
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)		191								191
教育職給料表(三)		343								343
研究職給料表		1	5	1						7
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)			1	1						2
医療職給料表(三)				2						2
福祉職給料表		1								1
全給料表計										993

## 2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和2年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

### 調査の内容等

#### ア 調査の内容

この調査の内容は次のとおりである。

昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

民間企業における給与改定の状況等

本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったものは、及びに関する調査である。

#### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア及びに関する調査を先行して実施した。各調査期間は次のとおりである。

- ・ ア及びに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア及びに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

### 調査機関

人事委員会及び人事院

### 調査の範囲等

#### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,185事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

#### イ 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から253事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

#### ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 198	事業所 82	事業所 83	事業所 33
農業，林業，漁業	2	1	0	1
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	15	4	8	3
製造業	113	46	50	17
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業	24	10	7	7
卸売業，小売業	7	2	4	1
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	6	5	1	0
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	31	14	13	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所，調査不能の事業所が52所あった。
- 2 調査対象事業所253所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた250所に占める調査完了事業所198所の割合(調査完了率)は，79.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第 14 表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		83.1%
配偶者に家族手当を支給する		(90.1%)
家族手当制度がない		16.9%
扶養家族の構成別 支 給 月 額	配 偶 者	12,960 円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,336 円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,456 円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 支給月額を、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当支給月額は、配偶者については 6,500 円、子については 1 人につき 10,000 円、その他の扶養親族については 1 人につき 6,500 円である。なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 15 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	51.5 %	48.5 %	46.7 %	53.3 %	48.3 %	51.7 %
500 人以上	52.2	47.8	43.1	56.9	41.9	58.1
100 人以上 500 人未満	48.6	51.4	48.7	51.3	52.8	47.2
50 人以上 100 人未満	55.8	44.2	51.3	48.7	56.1	43.9

第 16 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
99.2 %	84.4 %	14.8 %	0.8 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 17 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60 歳で減額	
課 長 級		41.6 %	28.5 %	58.4 %
非 管 理 職		40.0	28.5	60.0

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第 18 表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 18 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
74.2 %	77.1 %

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- ・ 食料費 ..... 食料
- ・ 住居関係費 ..... 住居，光熱・水道，家具・家事用品
- ・ 被服・履物費 ..... 被服及び履物
- ・ 雑費 ..... 保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- ・ 雑費 ..... その他の消費支出（諸雑費，こづかい（使途不明），交際費，仕送り金）

#### 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における水戸市の令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の令和2年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と水戸市の令和2年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

なお、全国の令和2年4月の1人世帯の各費目別標準生計費は、平成26年「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に消費動向の変動分を加味して算定した。

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和2年4月、水戸市)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,238	40,400	52,488	64,576	76,663
住居関係費	41,485	44,729	40,233	35,738	31,243
被服・履物費	1,186	3,809	4,326	4,841	5,358
雑費	22,326	28,744	38,874	48,995	59,125
雑費	6,622	19,178	22,341	25,508	28,676
計	96,857	136,860	158,262	179,658	201,065

## 4 労 働 経

第20表 労働経済指標

項目 年度・年月	現金給与総額 (調査産業計)				きまって支給する給与 (調査産業計)				総実労働時間数 (調査産業計)		所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		茨 城		全 国		茨 城		全国	茨城	全国	茨城
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
平成30年度	371.7	0.9	363.4	3.9	296.0	0.6	290.2	2.0	146.8	151.5	12.5	14.3
平成31年度	371.5	0.1	366.9	1.0	296.1	0.0	291.3	0.4	144.5	146.6	12.4	13.3
平成31年4月	311.1	0.1	296.6	0.1	299.5	0.3	292.9	0.5	148.7	152.9	13.1	14.6
令和元年5月	311.7	0.1	312.4	7.3	294.8	0.1	299.1	4.4	141.4	143.0	12.4	12.6
6月	558.8	1.1	572.4	2.4	297.6	0.3	291.9	0.0	147.4	148.5	12.3	12.3
7月	425.5	2.2	416.1	1.7	296.4	0.0	292.3	0.8	150.1	152.8	12.3	13.3
8月	306.7	0.2	301.6	0.6	295.9	0.1	290.0	0.9	141.6	141.5	11.6	12.6
9月	305.0	0.5	299.0	1.2	296.0	0.2	290.9	0.6	142.5	144.6	12.2	12.9
10月	305.8	0.2	293.7	0.2	298.4	0.0	292.6	0.1	146.5	149.5	12.6	13.6
11月	323.6	0.0	303.4	2.7	297.7	0.3	292.2	0.4	147.5	150.2	12.6	13.8
12月	686.6	0.5	705.0	1.6	297.1	0.2	293.8	0.9	145.0	147.2	12.3	13.6
令和2年1月	306.9	0.7	301.9	1.8	293.1	0.4	290.1	1.6	137.7	143.3	11.8	14.5
2月	298.6	0.8	292.3	1.9	293.7	0.3	290.9	1.7	139.8	145.9	12.1	13.8
3月	317.8	0.1	311.7	1.1	294.3	0.3	291.6	1.3	142.1	148.7	11.9	14.5
4月	307.8	1.1	302.7	2.1	295.8	1.2	293.9	0.3	143.9	152.0	10.6	13.3
5月	301.6	3.3	289.4	7.9	287.3	2.6	283.9	5.4	126.9	136.4	8.6	10.9
資料出所	厚 生 労 働 省											

- (注) 1 , , , は平成27年基準である。  
 2 , , , は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 , , , の年度の欄は、暦年の数値である。  
 4 消費支出の世帯数は、家計調査における調査世帯数を示す。  
 5 の平成30年度、31年度の欄は、それぞれ平成30暦年、31暦年の数値である。

# 済 関 係 資 料

有効求人倍率 (季節調整値)		消 費 支 出 (二人以上の世帯)						消費者物価指数			国内企 業物価 指 数
		全国 (8,076世帯)	東京都区部 (408世帯)		水戸 (96世帯)		全国	東京都 区 部	水戸	全国	
(倍)	(倍)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
1.62	1.62	287.3	1.5	326.2	2.1	290.6	6.5	0.7	0.8	0.9	2.2
1.55	1.58	293.4	2.1	332.5	1.9	286.7	1.4	0.5	0.8	0.8	0.1
1.63	1.57	301.1	2.3	335.8	10.6	315.7	3.6	0.9	1.3	1.3	1.3
1.62	1.61	300.9	7.0	364.3	21.1	274.3	5.6	0.7	1.1	1.1	0.7
1.61	1.63	276.9	3.5	322.2	14.3	255.8	5.2	0.7	1.1	1.0	0.2
1.59	1.61	288.0	1.6	360.9	2.5	279.6	1.2	0.5	0.9	1.2	0.7
1.59	1.63	296.3	1.3	331.1	2.4	280.1	16.2	0.3	0.6	0.8	0.9
1.57	1.59	300.6	10.8	343.1	8.4	306.2	11.0	0.2	0.4	0.2	1.1
1.57	1.63	279.7	3.7	305.1	5.4	254.5	3.4	0.2	0.4	0.4	0.4
1.57	1.64	278.8	0.8	334.2	4.5	244.7	16.3	0.5	0.8	0.6	0.1
1.57	1.62	321.4	2.4	350.0	6.5	308.8	11.5	0.8	1.0	1.0	0.9
1.49	1.56	287.2	3.1	313.2	2.3	258.9	15.3	0.7	0.6	0.7	1.5
1.45	1.51	271.7	0.2	246.6	16.0	309.7	1.9	0.4	0.4	0.5	0.7
1.39	1.47	292.2	5.5	312.3	5.2	268.6	13.8	0.4	0.4	0.6	0.5
1.32	1.41	267.9	11.0	294.7	12.2	255.4	19.1	0.1	0.2	0.3	2.4
1.20	1.36	252.0	16.3	275.4	24.4	291.9	6.4	0.1	0.4	0.2	2.8
		総 務 省									日本銀行

## (参考) 技能労務職員関係資料

### 1 技能労務職員給与関係資料

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	153人	52.6歳	33.0年
現業職給料表(一)	143	53.7	34.0
現業職給料表(二)	10	36.9	18.1

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0%	0.0%	94.8%	5.2%	90.8%	9.2%
現業職給料表(一)	100.0	-	95.1	4.9	90.2	9.8
現業職給料表(二)	100.0	0.0	90.0	10.0	100.0	-

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	339,574円	20,924円	9,170円	1,575円	371,243円
現業職給料表(一)	342,182	21,078	9,129	1,636	374,025
現業職給料表(二)	302,290	18,722	9,750	700	331,462

(注) 給料には、給料の調整額を含む。

第4表 扶養に関する調

#### その1 扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	87人	66人	153人	9,170円	16,126円

#### その2 扶養親族数

区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
扶養親族数	60人	67人	22人	149人	1.0人	1.7人

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 住居に関する調

その1 住居手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	10人	143人	153人	1,575円	24,100円

その2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額

区分	人員	金額
賃貸住宅 公営住宅	0人	-円
民間借家	10	24,100
計	10	24,100

その3 住居区分別，住居手当額別人員

区分	住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公営住宅		0人	0人	0人	0人
民間借家		1	6	3	10
計		1	6	3	10
構成比		10.0%	60.0%	30.0%	100.0%

その4 住居区分別，生計区分別人員及び構成比

区分	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	87人
	その他	52
	小計	139
公舎等	主たる生計維持者	3
	その他	0
	小計	3
公営住宅	主たる生計維持者	0
	その他	0
	小計	0
民間借家	主たる生計維持者	10
	その他	1
	小計	11
計	主たる生計維持者	100
	その他	53
	小計	153

第6表 通勤に関する調

その1 通勤手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	140人	13人	153人	10,261円	11,214円

その2 通勤方法別人員及び構成比

区分	人員	構成比	
徒歩	6人	3.9%	
交通機関等利用	1	0.7	
交通用具使用	自転車	2	1.3
	原動機付自転車	1	0.7
	自動車	143	93.4
	小計	146	95.4
交通機関等と交通用具併用	0	0.0	
計	153	100.0	

その3 通勤方法別，通勤距離別人員及び構成比

区分	通勤距離	人員	通勤距離別									
			2km未満	2km以上 10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満	40km以上 50km未満	50km以上 60km未満	60km以上 70km未満	70km以上	
徒歩	歩	6人	100.0%									
交通機関等利用	利	1								100.0		
交通用具使用	自転車	2	100.0									
	原動機付自転車	1			100.0							
	自動車	143	2.8	39.8	30.8	18.2	3.5	2.1	1.4	1.4		
交通機関等と交通用具併用	併	0										
計		153	7.8	37.2	29.4	17.0	3.3	2.0	1.3	2.0		

第7表 給料表別，級別，号給別人員分布

その1 現業職給料表(一) (現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					1
39					3
40					4
41					
42					11
43					8
44					
45					2
46					7
47		1			2
48					3
49					8
50					2
51					3
52					4
53					2
54					6
55					2
56					2
57					
58					1
59					8
60					

	1級	2級	3級	4級	5級
61					1
62					1
63					10
64					5
65					
66					
67		1			1
68					
69					
70					
71				2	
72					
73		1		1	
74				1	
75					
76					
77				1	
78				1	
79				2	
80				2	
81				1	
82					
83				2	
84					
85			2	2	
86					
87				1	
88			3	3	
89			2	3	
90				2	
91				2	
92			1	2	
93				2	
94				1	
95				1	
96					
97					
98					
99					
100					
101				2	
102					
103					
104					
105					
106					
107			1		
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	0	3	9	34	97
				職員総数	143 人

その2 現業職給料表(二) (船舶に乗り組む技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		1		
14				
15				
16				
17	1	1		
18				
19				
20				
21				
22				
23		1		
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36		1		
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				1
57				
58				
59				
60		1		

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				1
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				1
95				
96				
97				1
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
計	1	5	0	4
	職員総数			10 人

第8表 手当の種類別，給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員			全職員1人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職（一）	現業職（二）	全給料表	現業職（一）	現業職（二）
扶 養 手 当	87 人	82 人	5 人	9,170 円	9,129 円	9,750 円
地 域 手 当	153	143	10	20,924	21,078	18,722
住 居 手 当	10	9	1	1,575	1,636	700
通 勤 手 当	140	134	6	10,261	10,675	4,340
計				41,930	42,518	33,512

2 民間技能労務従業員給与関係資料

第9表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	
	上 半 期 ( A 2 )	270,621 円
特別給の支給額	下 半 期 ( B 1 )	542,597 円
	上 半 期 ( B 2 )	523,459 円
特別給の支給割合	下 半 期 $\left( \frac{B_1}{A_1} \right)$	2.00 月分
	上 半 期 $\left( \frac{B_2}{A_2} \right)$	1.93 月分
特別給の支給割合年間計		3.93 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで，上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

## (参考) 人事院の報告及び勧告

### 【給与勧告の骨子】

#### 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ( 0.05月分)

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

#### 給与勧告制度の基本的考え方

##### (給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### ボーナスの改定等

##### 1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%)

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.50月)

##### 2 ボーナス改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分 4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月 (支給済み)	1.25月 (現行1.30月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期] 法律の公布日

##### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)...現行給与 408,868円 平均年齢43.2歳〔対前年 2,255円, 0.2歳〕

## 【公務員人事管理に関する報告の骨子】

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要  
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。  
公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討